

コンパクトパソコン リース仕様書

- ・品名
コンパクトパソコン N＝70台
- ・方式
メンテナンスリース方式
- ・納入期限
 - (1) 令和7年11月28日
 - (2) 納入期限までに契約機器の納入が間に合わない場合は、受注者の責任において代替機器を提供すること。代替機器は当該契約機器と同等の機能・仕様を有するものとし、発注者の業務に支障が無いように適切に対応すること。なお、代替機器の提供に関わる費用はリース料に含まれるものとし、別途請求は行わないものとする。
 - (3) 契約機器の納入日が当初の予定より早まった場合であっても、また、遅れた場合であっても、リース料が発生する開始日は契約期間の開始日を基準とする。
- ・納入場所
東成瀬村田子内字仙人下30番地1 東成瀬村役場総務課
- ・構成及び数量
 - (1) コンパクトパソコン
 - (内訳) ①の仕様を満たす本体：70台
- ・構成機器の仕様
①本体

項 目	仕 様
メーカー	日本国内メーカー製、DELL社製、HP社製のいずれか
OS	Microsoft Windows 11Pro 64ビット
CPU	第14世代 Core i5 相当以上
メインメモリ	16GB以上
サイズ (幅×奥行×高さ)	177.0mm×175.0mm×34.2mm以内（突起物除く）
ストレージ	SSD 256GB以上
通信機能	Wi-Fi 6以上及びBluetooth5.3内蔵
インターフェース	最低限以下のインターフェイスを含めること。 ディスプレイ出力2つ以上（HDMI出力を1つ以上とする）、 USB 3.2 Gen2×3、USB 3.2 Gen1×2、有線LANポート×1
付属品	ACアダプタ Microsoft Office LTSC Standard 2024（67台分） Microsoft Office Professional Plus 2024（3台分）
その他	納入条件としてメーカー無償保証または納入業者独自の無償保証のいずれか5年を付けること

- ・契約期間
令和7年12月1日から令和12年11月30日まで
- ・長期継続契約に関すること
 - (1) この契約は、地方自治法234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、本契約に係る歳出予算の当該金額について減額又は削除があったとき、賃借人はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
 - (2) 賃借人は、前項に伴う解除により損失が生じたときは、賃借人に損害を請求することができるものとする。
- ・納入条件
 - (1) 新品であること。
 - (2) 故障が発生した場合でも修理対応が可能なこと。
 - (3) 取扱説明書を提出すること（ホームページに取扱説明書が公開されている場合は、公開先のURLを示すこと）。
 - (4) 全ての端末にOfficeをインストールした状態で納入すること。
 - (5) パソコンのメンテナンスについて、県内に代理店またはアフターサービスおよび技術支援が可能な営業所を有し、故障が発生した場合は速やかに技術者の派遣及び復旧できる体制で必要な物品の調達が遅滞なく可能であること。
- ・賃貸借期間終了後の取り扱い
 - (1) 賃貸借期間終了後は、賃貸人は機器等を賃借人に対して無償譲渡すること。
- ・その他
 - (1) 搬入を実施する前日までに、搬入の日時及び搬入方法を担当職員に連絡し了承を得ること。
 - (2) その他疑義が生じた場合は、発注者と相談すること。